

1 実質的支配者リスト制度の創設について → [こちら](#)

2 実質的支配者情報一覧の申出書の提出先について

申出書は、申出する会社の本店所在地を管轄する商業登記所に提出してください。

静岡地方法務局管内の商業登記管轄は、下表のとおりです。

静岡地方法務局管内の商業登記管轄		
庁名	管轄区域	問合せ先
静岡地方法務局 法人登記部門	静岡市，藤枝市，島田市 牧之原市，焼津市 榛原郡（吉田町，川根本町）	054(254)3555 (音声案内3番の後に3)
静岡地方法務局 沼津支局	沼津市，裾野市，御殿場市 三島市，清水町，伊豆市 伊豆の国市，田方郡函南町 長泉町，富士市，富士宮市 駿東郡小山町，熱海市 伊東市，下田市 賀茂郡南伊豆町，東伊豆町 松崎町，西伊豆町，河津町	055(923)1201 (音声案内3番の後に3)
静岡地方法務局 浜松支局	浜松市，湖西市，掛川市 菊川市，御前崎市，袋井市 磐田市，周智郡森町	053(454)1396 (音声案内3番)